

議案第91号

墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月3日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例（平成27年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」及び「同項」を「第13条」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。